

青森県報

第二千七百三十六号

平成十九年
一月三十一日
(水曜日)

目 次

規 則

青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則の一部を改正する規則…………… (監理課) …… 一
 青森県営住宅規則の一部を改正する規則…………… (建築住宅課) …… 一

告 示

救急病院の廃止の事前告示…………… (医療業務課) …… 二
 道路の区域の変更…………… (道路課) …… 二
 道路の供用の開始…………… (同) …… 二

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告…………… (県民生活文化課) …… 三
 建設業者の許可の取消し…………… (青森県土整備事務所) …… 三
 右 同…………… (同) …… 三
 教育委員会…………… (同) …… 三

青森県教育委員会所管旅費取扱規程の一部を改正する訓令 (職員福利課) …… 四

規

則

青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年一月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四号

青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則の一部を改正する規則

青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則 (平成二年三月青森県規則第十八号) の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「三月一日から同月三十一日」を「二月十日から三月九日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県営住宅規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年一月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五号

青森県営住宅規則の一部を改正する規則

青森県営住宅規則 (昭和三十七年二月青森県規則第八号) の一部を次のように改正する。

別表第一多賀台団地の項中「百三十九戸」を「百戸」に改め、同表是川団地の項中「二百六戸」を「百九十九戸」に改める。

別表第二是川団地の項中

駐車区画D

千九百円

を
に改める。

附 則

この規則は、平成十九年二月一日から施行する。

告 示

青森県告示第六十号

次の医療機関の開設者から救急業務に関し協力する旨の申出の撤回の申出があったことにより、同医療機関は救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院でなくなる。

駐車区画D	千九百円
駐車区画E	九百円

1	国 道 二七九号	変 更 の 区 間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
		上北郡六ヶ所村大字尾駮字尾駮第三国有林一三九林班ろ 小班から 上北郡六ヶ所村大字鷹架字鷹架国有林一五六林班ろ ² 小 班まで	前 後	一三五・五〇メートルから 一五六・七〇メートルまで 二二二・七〇メートルから 二三五・五〇メートルまで	四、一六四・八〇メートル 四、二六〇・〇〇メートル	

青森県告示第六十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十九年二月二十八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十九年一月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	撤 回 年 月 日
平川市国民健康保険平川病院	平川市柏木町藤山四七の	平成十九年二月一日

青森県告示第六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十九年二月二十八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十九年一月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

平成十九年一月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 日
国道 三三三九号	五所川原市大字沖飯詰字鴻ノ巣三三八から 五所川原市大字沖飯詰字鴻ノ巣三三六の一ま で	平成一九・二・一〇

県道 泊陸奥横浜停車 場線 三三八号	上北郡六ヶ所村大字泊字川原七九六の一から 上北郡六ヶ所村大字泊字川原三二一の三まで 上北郡六ヶ所村大字平沼字久保八一から 上北郡六ヶ所村大字平沼字久保六八の一・九ま で	一九・一三 "
-----------------------------	--	------------

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の
規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款
変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定
により次のとおり公告する。

平成十九年一月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日
平成十八年十二月二十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人バイオマス・水素エネルギーネットワーク
- 三 代表者の氏名
金谷 年展
- 四 主たる事務所の所在地
青森市青柳一丁目八の一九
- 五 定款に記載された目的
この法人は、環境保全と循環型社会の構築、および地域経済の活性化を目指して、
市民や地域が主体となつた省エネルギー活動を推進すること、
「バイオマスを中
心とした再生可能な自然エネルギー、及び水素エネルギー」（以下、「クリーンエ
ネルギー」という）の普及、促進及びそのために必要な社会的制度、政策の提言と
実現をはかることをもつて、地球環境の保全、及び、社会全体の利益の増進に寄与
することを目的とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり
建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年一月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社田中設計
- 二 代表者の氏名 田中 清政
- 三 主たる営業所の所在地 青森市西滝三丁目二の九
- 四 許可番号 青森県知事許可（般・一五）第一〇〇一七八号
- 五 取消年月日 平成十八年十二月二十七日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となつた事実
平成十八年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したが、届出
により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当す
る。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり
建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年一月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社青森協立電気商会
- 二 代表者の氏名 高橋 昌俊
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字浜田字玉川七八の五
- 四 許可番号 青森県知事許可（般・一七）第一五三〇九号
- 五 取消年月日 平成十九年一月十一日

- 六 取消しに係る建設業の許可
消防施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成十八年十二月四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

教育委員会

青森県教育委員会訓令甲第一号

庁 内 一 般
各 出 先 機 関
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会所管旅費取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年一月三十一日

青森県教育委員会教育長 田 村 充 治

青森県教育委員会所管旅費取扱規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会所管旅費取扱規程（昭和四十三年八月青森県教育委員会訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

第二条 削除

第五条中「書類」を「資料」に改める。

第六条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 陸路 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第九号に規定する自動車又は同項第十号に規定する原動機付自転車に備えた走行距離計を用いる方法その他の方法により算出した路程

第六条第三項から第五項までを削る。

第七条の見出し中「県公舎」を「公舎」に改め、同条中「（以下「学校住宅」といふ。）」を削り、「県公舎」を「県の公舎」に改める。

第八条第一項第一号を次のように改める。

一 職員の職務がさかのぼつて変更された場合には、当該職員が既に行つた旅行についての旅費額の増減は行わない。

第八条第一項第二号中「旅行者が、」を「徒歩により若しくは道路交通法第二条第一項第十一号の二に規定する自転車を利用して旅行した場合、又は」に、「又は食卓料」を「若しくは食卓料」に、「又は全部」を「若しくは全部」に改め、同項第三号中「旅行者が、旅行中傷病等」を「旅行中における疾病等」に、「日当及び宿泊料」を「宿泊料及び旅行雑費」に改め、同項第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 赴任を命ぜられた職員が、職員のための公舎に居住すること又はこれを明け渡すことを命ぜられ、旧在勤地内において住所又は居所を移転した場合には、着後手当及び扶養親族移転料は、支給しない。この場合において、移転料は、条例別表第二の路程百五十キロメートル未満の場合の移転料定額の三分の一に相当する額（扶養親族を随伴しない場合には、その二分の一に相当する額）とする。

第八条第一項第七号を第六号とし、第八号を削る。

第九条の見出し中「公用車を利用した旅行等」を「在勤地内における旅行」に改め、同条中「次に掲げる旅行」を「在勤地内における旅行」に、「翌月に支給する。」を「一括して支給することができる。」に改め、同条第一号及び第二号を削る。

第十条（見出しを含む。）中「記載事項」の下に「又は記録事項」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項に定める旅行命令簿等は、当該旅行命令簿等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をもつて、当該旅行命令簿等に代えることができる。

別表の1中「の総」を削り、

「	早見表番号	1・3 2	早見表金額 円	2 3	早見表金額 円	3 早見表金額 円	その地 （G）	摘要	
									算出額
			加減額						を
	早見表番号	1・3 2	早見表金額 円	2 3	早見表金額 円	3 早見表金額 円	その地 （G）	摘要	
	月日	出発地	経由地	到着地	鉄 道	鉄 道	その地 （G）	摘要	
					運賃 （D）	乗車 料金 （E）			

算出額	1	2	3
	加減額		

「
」

(旅費額計算欄)

月日	出発地	経由地	到着地	鉄 道		車 賃	其 他
				運 賃 (C)	急 料 金 (D)		
				路 程			

日 当 (A)	宿 泊 料 (B)	宿 泊 料 (A)	旅 行 雑 費 (B)
日 円	夜 円	日 円	日 円

「
」

「
」

用務地	公用車の使用	路程は要する時間	日当 (F)	運 賃		運賃額計	計 (F) + (F)	備考
				鉄道	車賃			
		キロメートル	円	キロメートル	円	円	円	
		キロメートル		キロメートル				
		キロメートル		キロメートル				
		キロメートル		キロメートル				

を

用 務 地	運 賃		備 考
	鉄道	車賃	
	キロメートル	キロメートル	
	運賃額計	運賃額計	

「
」

「
」

日 当	宿 泊 料
日 円	日 円

「
」

円	路程	キロメートル
円	路程	キロメートル

「
」

表に次の表を加える。

附 則

- 1 この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。
- 2 この訓令の施行の日前に出発した旅行については、なお従前の例による。
- 3 この訓令による改正前の青森県教育委員会所管旅費取扱規程の別表の規定により調製した旅行命令簿等の用紙で現に残っているものは、当分の間、使用することができる。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目
番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭